

沖縄空手世界大会実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、沖縄空手世界大会実行委員会と称する。

(目的)

第2条 本会は、沖縄空手世界大会の定期開催に向けた準備及び大会の円滑な実施を支援し、もって、沖縄空手の保存・継承・発展、国内外の空手愛好家の交流促進、国際性豊かな人材育成等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な総合計画に関すること
- (2) 競技大会に関すること
- (3) 演武会及びセミナーに関すること
- (4) 開閉会式及び交流会に関すること
- (5) 一般社団法人沖縄伝統空手道振興会その他関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び実行委員をもって組織する。

- 2 会長は、沖縄県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 実行委員は、別表1に掲げる職にある者とし、会長が委嘱する。

(役員)

第5条 本会に、会長のほか副会長及び監事を置く。

- 2 副会長及び監事は、実行委員のうちから会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定める順序によりその職務を代理する。
- 3 監事は、会長から審査に付された決算書を監査する。

(任期)

第7条 実行委員の任期は、本会が解散されるまでとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門部会

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 第3条に掲げる事業を推進するため、総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 大会開催にあたっての基本方針に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 会則の制定及び改廃に関する事
- (5) 常任委員会への委任に関する事
- (6) その他、重要な事項に関する事

4 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者は出席委員とみなす。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、総会の権限に属する事項のうち、総会を招集するいとまがない場合における緊急な事項については、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたとき、これを次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、常任委員会委員長（以下「委員長」という。）、常任委員会副委員長（以下「副委員長」という。）及び常任委員をもって組織する。

2 委員長は、沖縄県文化スポーツ統括監をもって充てる。

3 副委員長及び常任委員は、別表2に掲げる職にある者とし、会長が委嘱する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ定める順序によりその職務を代理する。

6 常任委員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 実行委員会から委任された事項に関する事
- (2) 実行委員会を招集するいとまがない場合における緊急な事項に関する事
- (3) 専門部会への付託及び委任に関する事
- (4) その他、会長が必要と認める事項に関する事

7 委員長は、前項第2号及び第4号の規定により、審議決定した時は、これを次の総会に報告しなければならない。

8 第7条並びに第9条第2項及び第4項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門部会)

第12条 専門部会は、専門部長、専門副部長及び専門委員をもって組織する。

2 専門部長、専門副部長及び専門委員は、関係者の中から会長が委嘱する。

3 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項を調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

4 専門部長は、常任委員会から委任された事項について、審議決定した時は、これを委員長に報告しなければならない。

5 第7条並びに第9条第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。

6 その他、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課内に事務局を置く。

2 その他、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 その他、本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 補則

(解散)

第16条 本会は、事業の目的を達成したときは解散する。

2 本会が解散するときに存する残余財産は、沖縄県に帰属するものとする。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年4月17日から施行する。